

令和5年第2回定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《所管事項説明》

1 認定こども園における不適切保育事案への対応について	1
2 三重県いなば園における虐待事案への対応について	5
3 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例にかかる検証について	6
4 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」（中間案）について	27
5 「第3次三重県手話施策推進計画」（中間案）について	32
6 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について	36
7 「みえ家庭教育応援プラン」の改定について	38
8 各種審議会等の審議状況の報告について	41

《別冊》

- ・（別冊1）みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー（中間案）
- ・（別冊2）第3次三重県手話施策推進計画（中間案）

令和5年12月13日
子ども・福祉部

【所管事項説明】

1 認定こども園における不適切保育事案への対応について

1 改善報告書の提出

社会福祉法人花園福祉会（以下「法人」という。）が運営する幼保連携型認定こども園長寿認定こども園において虐待等が認められたため、令和5年9月7日、県は法人に対し改善勧告11件、改善指導3件及び文書指導4件の行政指導を行いました。

法人に対して、令和5年11月7日を期限として改善報告書の提出を求めていたところ、令和5年11月1日に改善報告書が提出されました。

その主な内容は、次のとおりです。

＜勧告事項＞

① 園児に対しては寛容性をもって指導を行うこと。

改善内容

- ・外部研修の受講や定期的な内部研修の実施
- ・公立園の保育の見学(令和5年9月時点：20名)
- ・食に関する講習実施（令和5年9月）
- ・他園経験のある保育教諭を指導的な役割を担う教諭として雇用(令和5年8月～)

② 虐待等により傷付いた園児らのこころのケアを行うとともに、保護者への説明を尽くすこと。

改善内容

- ・臨床心理士による園児、保護者に対するケアを実施（令和5年6月～）
- ・保護者に対して園の改善取組をまとめた第三者委員会だよりを定期的に発行

③ 虐待等の各事案等に関して、当該職員に対して懲戒処分等の厳正な措置を講じること。

改善内容

- ・懲戒処分に該当する在職職員に対し厳正な措置を実施
- ・当時の園長は理事長職を令和5年10月31日付けで辞任

④ 園児と保護者との信頼回復のための適切な措置を速やかに講じること。

改善内容

- ・連絡帳やホワイトボードを積極的に活用して、保護者と子どもの様子を情報共有
- ・新しく「日常の保育」を保護者に見てもらうための保護者参加型行事を開始して、保護者の意見を聴くなどの取組を開始

⑤ 国ガイドラインが定める「虐待」及び「子どもの心身に有害な影響を与える行為」が認められたので、発生防止を徹底すること。

改善内容

- ・不適切保育に関するマニュアルを策定（令和5年5月）
- ・弁護士による「保育園での虐待や不適切な保育について」の研修を実施
- ・「報告・相談・取り組みフローチャート」にケースに応じた対応を記載し、相談や苦情があった際の相談体制を整備

⑥ 当時の園長は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第8条に定める虐待（ネグレクト）を行ったと認められる。このことから、現園長にあっては適確にその職務を遂行すること。

改善内容

- ・園長は、組織の長としてのマネジメント力の向上を図る

⑦ 副園長がクラス担任を兼務しており、職務を果たすことが困難であったと考えられることから、配置状況を見直すこと。

改善内容

- ・指導的な役割を担う保育教諭を雇用し職員の指導体制を充実（令和5年8月～）

⑧ 職員間の意思疎通について改善を図ること。

改善内容

- ・クラス毎のミーティングを実施（令和5年5月～）
- ・職員全員出席の職員会議を開始（令和5年6月～）
- ・園長と職員との定期面談を実施（令和5年7月～）

⑨ 保育教諭の適正な休憩時間を確保して、関係法令等を遵守すること。

改善内容

- ・適正な休憩時間（60分）を確保するとともに、それに伴う業務見直しを実施済

⑩ 未払いの時間外勤務手当について、適切な措置を講じること。

改善内容

- ・未払い分の時間外手当については、再計算し、追給するとともに、時間外勤務を防ぐための業務見直し、負担軽減措置について対応中

⑪ 変形労働時間制の運用に誤りがみられたので、速やかに必要な措置を講じること。

改善内容

- ・労働基準監督署による立入調査（令和5年9月21日）の結果に基づく対応を実施

<改善事項>

① 国ガイドラインに定める「虐待と疑われる事案」が認められたので、速やかに改善を図ること。

改善内容

- ・公立園の保育の見学（令和5年9月時点：20名）
- ・食に関する講習実施（令和5年9月）
- ・他園経験のある保育教諭を指導的な役割を担う教諭として雇用（令和5年8月～）

② 保育教諭との人権意識の一層の涵養に取り組むこと。

改善内容

- ・職員の研修受講、外部保育所等の見学など、園長自らが推進して保育教諭のスキルアップを開始
- ・チェックリストを活用した保育の振り返りを行うとともに、園で作成した不適切保育防止マニュアル等を活用した研修も定期的に実施

③ 第三者委員会の意見に基づき、虐待等の再発防止、教育保育実践の見直しを図ること。

第三者委員会の開催のつど議事録と講じる措置を記載した書面を、桑名市長及び三重県知事に報告すること。

改善内容

- ・第三者委員会に取組内容や現状を都度報告し、評価、意見をもとに見直し
- ・委員会の議事録を作成、保護者宛に第三者委員会作成のおたよりを配付

<指導事項>

① 国ガイドラインに定める「子どもの人権意識の観点から望ましくないと考えられるかかわり」が認められたので、速やかに改めること。

改善内容

- ・園児一人一人の特性や発達段階における個人差を踏まえた理解が進むよう、弁護士や臨床心理士による指導・研修を実施
- ・保育教諭同士で注意ができる関係づくりなど風通しの良い職場環境を構築

② 保育教諭の資質の更なる向上のために、関係研修の受講機会の充実を図ること。

改善内容

- ・人権・人格尊重に関連する研修など外部研修を積極的に受講するとともに、受講した職員による研修成果の園内での共有化を実施
- ・他の園の実践を参観する機会が有効であるため、継続的に実施

③ 年次有給休暇の付与を適正に行うこと。

改善内容

- ・デジタル化を図り、一部業務を外部法人に委託
- ・園長を相談窓口として定め、相談体制を確立

④ 年次有給休暇を明瞭に示すとともに、保育教諭に分かりやすく情報提供すること。

改善内容

- ・令和5年8月分より給与明細に繰越日数も含め、明瞭に表示

2 改善報告書提出後の対応

令和5年11月に桑名市と合同で実地による確認監査を行い、保育の実態を目視するとともに、関係書類や職員への聴き取り等により改善報告書に記載された改善内容について確認しているところです。

今後も3か月毎におおむね1年程度かけて、改善に向けた取組が継続して行われているか、実地による確認を行っていきます。

3 再発防止に向けた取組

不適切保育の再発防止に向けて、保育士等を対象とした子どもの人権擁護に関する集合研修を実施するとともに、社会福祉施設等に対する指導監査体制のさらなる充実を図っていきます。

【所管事項説明】

2 三重県いなば園における虐待事案への対応について

1 事案の概要と経過

(1) 事案の概要

社会福祉法人三重県厚生事業団（以下「法人」という。）が運営する障害児入所施設「三重県いなば園」（以下「当該施設」という。）において、職員が入所児童に対し、時折、児童の手を強く引いたりする行為が確認されたと、令和5年11月21日、当該施設から県に報告がありました。

県は、令和5年11月28日、30日に事実確認に関する調査を行い、11月30日付けて身体的虐待と認定し、12月1日に法人に対して、その旨通知しました。

なお、法人では、令和3年9月に心理的虐待が、令和5年8月に身体的虐待が発生しており、再発防止に向けた取組を進めていたところでしたが、3度目となる本事案が発生したものです。

(2) 虐待認定の内容

職員による次の行為を身体的虐待と認定しました。

令和5年11月13日（月）午後4時過ぎ、職員が玄関近くのソファに座っている児童を別の場所に誘導しようとした際、児童が動こうとしなかったため、児童の手首を掴んで引っ張ったり、右腕をひねって引っ張り続け、児童が床に倒れても手を放さず、児童がかみつこうとしたため、時には首に手をかけて体を押さえなどした。

2 今後の対応

当該施設及び法人に対し、特別監査に入ります。

監査結果をふまえ、行政指導や改善計画の見直しを通じて、再発防止が徹底されるよう、強く指導していきます。

【参考】

1 令和3年9月の事案

障害児入所施設「三重県いなば園」において、職員の日常的な暴言などにより、令和3年11月に県が心理的虐待として認定。

2 令和5年8月の事案

障害者支援施設「三重県いなば園」において、扉を蹴り続けていた利用者を、清掃中の職員がモップの柄で制止したところ、抵抗されたため、馬乗りになる形になり、腹部周辺を殴った。令和5年9月に松阪市が身体的虐待として認定。

【所管事項説明】

3 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例にかかる検証について

1 検証の目的

当該条例の附則において、「この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されています。

条例が全面施行された平成31年4月から4年8か月が経過し、令和3年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正により令和6年4月から事業者の合理的配慮の提供の義務化など見直しが行われることから検証を行うものです。

2 現行条例の検証

(1) 障がいを理由とする差別を解消するための措置（条例第12～15条関係）

職員の対応に関する要領を策定し、合理的配慮の提供等、職員が適切に対応するよう定めています。また、不当な差別的取扱いを防止し、合理的配慮の提供を的確に行うことができるよう、相談対応事例を県ホームページに掲載し情報提供を行うとともに、バリアフリーの推進等による環境の整備に努めています。

さらに、令和5年5月から新たに障がい者差別解消啓発推進員1名を設置し、アウトリーチによる周知・啓発を行い、事業者を支援しています。

(2) 相談体制（条例第16、17条関係）

平成31年4月から、条例第17条の規定に基づき、相談員（三重県障がい者差別解消専門相談員）を1名設置しました。障がい者やその家族等からの相談対応にとどまらず、事業者からの合理的配慮に関する個別相談にも幅広く対応しています。

相談員が相談対応した件数

年度	行政機関等			事業者			雇用分野	その他	合計
	不当な差別的取扱い	合理的配慮	環境の整備	不当な差別的取扱い	合理的配慮	環境の整備			
令和元	2	6	0	1	3	1	9	33	55
令和2	0	0	0	1	6	0	6	62	75
令和3	0	3	0	1	3	0	7	70	84
令和4	0	7	0	1	3	0	4	69	84

※主な相談内容は別紙参考のとおりです。

（3）紛争の解決を図るための体制（条例第18～24条関係）

相談を経ても解決が難しい差別事案について、助言・あっせんの申立てがあった場合、知事は必要に応じて第三者機関に諮問し、助言・あっせんを行うこととしており、諮問を受ける第三者機関として三重県障がい者差別解消調整委員会を設置しています。

なお、これまでに助言・あっせんの申立てはありません。

（4）障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（条例第25～31条関係）

障がい者の自立及び社会参加の支援等として、「障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援」「教育」「就労の支援に係る情報の共有等」「情報の利用におけるバリアフリー化等」「災害時等における支援」「選挙等における投票の支援」「啓発活動」が規定されており、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、取組を進めています。

（5）共生社会の実現に向けた施策の推進（条例第32、33条関係）

三重県の障害者計画である「みえ障がい者共生社会づくりプラン」については、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴取のうえ策定し、共生社会の実現に向けた取組を推進しています。また、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置し、差別事案や合理的な配慮の提供の事例等について情報共有や事例検証を行うとともに、その結果を県のホームページで公表しています。

上記（1）から（5）の取組状況をふまえ、次のとおり、現行条例に基づき、引き続き対応していきたいと考えています。

差別を解消するための措置については、引き続き、職員対応要領に基づき合理的な配慮の提供、社会的障壁の除去のための環境の整備に取り組んでいきます。また、相談対応事例を県ホームページに掲載するとともに、事業者にアウトリーチによる周知・啓発を行い、事業者への支援を行っていきます。

相談体制については、引き続き、専門相談員を中心に、障がい者やその家族等からの相談について丁寧に対応していきます。

また、相談での解決が困難な差別事案について助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて、諮問機関である三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聞きながら、適切に対応します。

さらに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策をみえ障がい者共生社会づくりプランに基づき着実に推進するとともに、三重県障がい者差別解消支援協議会において、差別事案や合理的な配慮の提供の事例等について情報共有や事例検証、結果の周知を行うなど、引き続き関係機関と連携して障がい者差別解消に向けた取組を行っていきます。

3 障害者差別解消法改正への対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

法改正により、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないとされます。

これに伴い、条例第6条における県の国等との連携協力の努力規定のうち、国及び市町との連携・協力については、義務規定とする必要があります。

(2) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

法改正により、事業者は社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他のもの）の除去の実施に係る合理的な配慮の提供をしなければならないとされます。

これに伴い、条例第11条における事業者の合理的な配慮の提供の努力規定について、義務規定とする必要があります。

(3) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

① 国が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針において、支援措置の実施に関する事項が追加されました。

国の基本方針に関する事項が追加されました。この基本方針に関する事項が追加されたため、条例への影響はありません。

② 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務が明確化されました。

条例第17条第6項において、「県は、相談員の相談業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談員に対し、相談業務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。」と規定されており、専門相談員の設置と相談スキルの向上につながる研修機会を確保しています。

③ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとされました。

条例第13条において不当な差別的取扱い等の事例の具体化、さらに、第15条において事業者に対する情報提供、第33条において差別事案等についての検証及び県民への周知について規定されています。

そのため、県や市町の相談窓口で受けた不当な差別的取扱い、合理的な配慮の提供や環境の整備に関する相談事例については、代表的な事例をとりまとめ、県のホームページで公表し、広く情報の提供に努めています。

以上のことから、今回の法改正を受け、上記(1)、(2)について、別紙新旧対照表のとおり条例改正したいと考えています。

【別 紙】

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例(案)
新旧対照表

改 正 案	現 行
(国等との連携協力)	(国等との連携協力)
<p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町と連携し、及び協力しなければならない。</p> <p>2 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p>
(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)	(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)
<p>第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとなるよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。</p>	<p>第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとなるよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>

障がい者差別解消専門相談員が対応した具体的相談事例（抜粋）

<不当な差別的取扱い>

《事例①》

(精神)

相談内容

引っ越しのため、不動産会社へ行ったとき、「会社の決まりで精神障がいの人は審査が通らないので、紹介できない」と断られた。

障がいを理由に契約を拒否するのは、偏見ではないか。

経過・結果

不動産会社の店長から、「最終的には借主が決めることなので契約に至らないことはあるが、精神障がいの人には紹介しないと言う決まりはない。」とのこと。

相談者は他の不動産会社で引っ越し先が決まっていたため、不動産会社からの回答を伝え、相談を終えた。

<合理的配慮の提供>

《事例②》

(聴覚)

相談内容

民間団体で「みえ出前トーク」を利用して講演会の開催を予定しているが参加予定者から情報保障（要約筆記）の申し出があった。

「みえ出前トーク」の目的が「県民と県職員の意見交換」とあり、県の事業と考えられるので、県に情報保障してもらいたい。

経過・結果

「みえ出前トーク」を所管する担当課と相談を受けた窓口との間で協議を行い、「みえ出前トーク」の趣旨や位置づけを確認し、県民の「声」を聞く県の広聴事業と位置付けているものであることから、県において情報保障を行うとするルールを明確化した。

《事例③》

(肢体・言語)

相談内容

病院で治療に関する同意書に自署できないので、医師に同意の意思を示したうえで同行者に代筆してもらうと言ったが、「代筆は家族もしくは身元引受人によるもののみと内部で規定しているため、ご家族に電話で説明して同意書を送付し署名・押印してもらうか、家族に同行してもらって署名・押印してもらうかしなければならない」と言われた。成人で自身の意思表示もしているので代筆を認められないか。

経過・結果

病院に相談内容を伝え、署名の方法を一律に決めるのではなく、障がいのある人それぞれの状況に応じて考えることが重要と説明。医療機関から、「文字盤を使用して相談者の意思を確認すること、そのうえで同行者の代筆により同意書署名をいただく。相談者は電話ができないため、次回来院時に、相談者に直接同意書の署名方法を伝える。」との回答があった。

《事例④》

(肢体)

相談内容

数年間住んでいるアパートの共有部分に段差があり、管理会社に手すりを設置してほしいと申し出たが断られた。障がい者差別ではないか。

経過・結果

賃貸住宅に関する団体にこのような事例の対応などを確認。管理会社に状況を確認し、合理的配慮について説明。

手すりの設置について、管理会社と管理に支障がないよう相談しながら条件に合う手すり等を探してもらうこととなった。

《事例⑤》

(知的)

相談内容

障がい特性から、職場でお客様に迷惑をかけてしまうことがあり、落ち込んでしまう。どうすればよいか。

経過・結果

職場の方と話し合いの結果、職場内に相談者が落ち着けるスペースを作ること、店内に障がいのある方が対応していることへの理解のお願いを表示することとなった。

その後、働きぶりなどから他部署へ移動し、落ち着いて働いているとのこと。

《事例⑥》

(肢体)

相談内容

知り合いのスポーツチームの練習の見学に行ったとき、体育館内ではシートを敷いて椅子を利用すると聞いていたが、体育館職員から「規則がない」と言う理由で体育館内では見学できないと言われ、体育館の入り口付近で見学をした。

職員とのやりとりを見て心配したチームメンバーが来たら、メンバーに向かって話をしたので不愉快な思いをした。

障がい者差別解消に関する県条例の話をしてようやく「今後は対応する」と言われたが、どのような対応になるのか確認してもらえないか。

経過・結果

体育館職員が「(無償で) 椅子とシートの貸出はできない」と言ったことが「体育館内で椅子は使用できない」と伝わってしまった様子。

また、「チームの方が代表者だと思って説明した」とのこと。

県条例に関しては、「認識が足らず申し訳なかった」と言われ、「今後は合理的配慮として、障がいのある方には椅子とシートを無償で貸し出すことになった」と回答があったため、相談者に体育館の今後の対応などを伝えた。

《事例⑦》

(色覚)

相談内容

色覚障がいの子どもは、黒板の文字や採点のペンの色などが見えにくいと言っている。それが原因か、最近学校に行きにくい様子。

学校にはさまざまな子どもがいることを考慮して、色覚障がいに対応したチヨークの使用など考えてもらえないか。

経過・結果

相談者は教育委員会、学校などに話すことは希望されず、「県からそれぞれの学校に伝えてほしい」とのことであった。具体的な支援の希望があれば、再度ご相談いただくよう依頼するとともに、県教育委員会に相談内容を情報共有した。

《事例⑧》

(視覚)

相談内容

専門学校への入校の際に、機械で視力検査をすると言われた。障がいにより機械を使用しない方法での検査を希望したが、できないと言われて入校できなかった。これは差別ではないか。

経過・結果

専門学校の関係機関に確認したところ、「機械で検査ができない方には機械を使用しない方法で検査をするように周知している」とのこと。

また、他の専門学校では、機械を使用しない方法による検査もできると確認できたため、相談者に伝えた。

相談者の意向で、専門学校には相談があったことを伝えず、他の専門学校への入校を考えることであった。

○障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

平成三十年六月二十九日三重県条例第六十九号

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例をここに公布します。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条一第九条）

第二章 障がいを理由とする差別を解消するための措置（第十条一第十五条）

第三章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

第一節 相談体制（第十六条・第十七条）

第二節 紛争の解決を図るための体制（第十八条一第二十四条）

第四章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（第二十五条一第三十一条）

第五章 共生社会の実現に向けた施策の推進（第三十二条・第三十三条）

第六章 雜則（第三十四条・第三十五条）

附則

平成十八年十二月、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約が採択され、我が国は、平成二十六年一月に同条約を締結した。

障害者の権利に関する条約は、「障がいが、機能障がいを有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という社会モデルの考え方を基本としている。また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がいに基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置をとることを定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であり、恩恵的に施されるものではないことを明らかにした。

これらの画期的な考え方をはじめとする障害者の権利に関する条約の理念を実現するため、政府は、関係する法律の整備などを行っており、三重県においても、これらを踏まえ、障がい者の権利を守るための取組を進めているところである。

しかしながら、今なお、障がい者に対する理解や、障がい者との対話を通じて社会的障壁を認識し、除去することの重要性に対する理解が十分に深まっておらず、障がい者はもとより、その家族も様々な偏見や差別に直面し、苦悩している。また、障がい者とその家族は、障がい者が自らの選択に基づき、地域において自立し、社会参加することについて不安を抱えている現状がある。

このような状況を踏まえ、県民が互いに支え合い、社会全体で常に障がい者との積極的な対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図らなければならない。我々は、このような取組を進めることによって、障がい者がその個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参加し、活躍できることが、県民一人ひとりの幸福の実現につながるものと確信している。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくりは、県民一人ひとりの理想であり、果たすべき使命である。

ここに、我々は、このような三重県づくりに向けた「未来への新たな一歩」を踏み出し、共生社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（以下「共生社会の実現に向けた施策」という。）に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めること等により、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）その他の関係法令（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）その他の障がい者に関する施策に係る条例を含む。第四条第二項及び第九条において同じ。）と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 合理的な配慮 全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものをいう。

四 行政機関等 地方公共団体（県、県の区域内の市町及び県の区域内の特別地方公共団体をいい、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

五 地方独立行政法人 地方公共団体が設立した地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

六 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第二条第七号に規定する事業者をいう。

（基本理念）

第三条 共生社会の実現は、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者基本法第三条各号に掲げる事項を旨として図られなければならない。

2 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮は、これが障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものであるとの考え方へのつとり、行われなければならない。

3 県は、共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第四条 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。
 - 二 障がいを理由とする差別の多くが障がい者に対する理解(障がい者に対する肯定的認識を含む。以下同じ。)及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める施策と一体的に、策定され、及び実施されること。
 - 三 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要であるとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。
 - 四 障がい者が障がいを理由とする差別に加え、性別、年齢その他の障がい以外の要因に基づく差別を受ける状況があることに鑑み、障がい以外の要因に基づく差別の解消を図るために施策との密接な連携の下に、策定され、及び実施されること。
- 2 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく施策と一体のものとして総合的に、策定され、及び実施されなければならない。
- (県の責務)

第五条 県は、前二条に定める基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うものとする。

(国等との連携協力)

第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、共生社会の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、共生社会を実現する上で障がいを理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるも

のとする。

2 県民は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(障害者計画の策定に関する基本方針)

第九条 県は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られるよう、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）その他の関係法令の理念を踏まえ、障害者基本法第十一條第二項の規定による障害者計画（第三十二条第一項において「障害者計画」という。）を策定するものとする。

第二章 障がいを理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止)

第十条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとなるよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)

第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとなるよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

(県等の地方公共団体等職員対応要領)

第十二条 県（地方公営企業法第三章の規定の適用を受ける県の経営する企業を除く。）

の機関及び地方独立行政法人（県が設立したものに限る。第十九条第四項において同じ。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十条第一項に規定する地方公共団体等職員対応要領を定めるものとする。

（不当な差別的取扱い等の事例の具体化）

第十三条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活及び社会生活に関する分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずるものとする。

（社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備）

第十四条 行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

（事業者への支援）

第十五条 県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

第三章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

第一節 相談体制

（相談）

第十六条 県は、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの第十条及び第十二条に規定する障がいを理由とする差別（以下「差別事案」という。）に関する相談に応じなければならない。

- 2 県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うこと。
 - 二 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- 3 県は、前項の業務のほか、市町において応じた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条に規定する障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を

支援するため、必要な助言を行うものとする。

4 県は、第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第二項に規定する障害者虐待、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十五条に規定する不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するもの（次条第四項において「障がい者の権利利益を侵害するもの」という。）であると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。

（県における相談員の設置）

第十七条 県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

- 2 相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 相談員は、前条第二項及び第三項の業務を行うものとする。
- 4 相談員は、前条第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。
- 5 相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 県は、第三項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談員に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

第二節 紛争の解決を図るための体制

（助言及びあっせんの申立て）

第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

- 2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。

3 第一項の申立ては、行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。

（助言及びあっせん）

第十九条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者（第二十三条及び第二十四条第六項において「申立人」という。）、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聞くものとする。

4 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は地方独立行政法人であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聞くものとする。

5 知事は、あっせんによっては前条第一項の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（三重県障がい者差別解消支援協議会に対する報告）

第二十条 知事は、助言又はあっせんを行った結果明らかになった課題があると認めるとき又は次項の規定により三重県障がい者差別解消調整委員会から報告を受けたときは、当該課題又は報告について三重県障がい者差別解消支援協議会に報告するものとする。

2 三重県障がい者差別解消調整委員会は、前条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行った結果明らかになった課題があると認めるときは、当該課題について知事に報告するものとする。

（勧告）

第二十一条 知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（意見の聴取）

第二十二条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及

び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(助言及びあっせんの状況の公表)

第二十三条 知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

(三重県障がい者差別解消調整委員会)

第二十四条 第十九条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 前項の規定による委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策

(障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援)

第二十五条 県は、障害福祉サービス事業を行う者が障害福祉サービス事業の円滑な実施を図るために資するため、障害福祉サービス事業に従事する人材の育成のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(教育)

第二十六条 県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるよう

にするために必要な施策を積極的に推進するとともに、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。

2 県は、前項の施策を推進するため、障がい者である児童及び生徒が在籍する学校の設置者及び当該学校、当該児童及び生徒の保護者、地域住民その他の関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(就労の支援に係る情報の共有等)

第二十七条 県は、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十八条 県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。

2 県は、県政に関する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて提供する場合において、障がい者が当該情報を支障なく利用することができるよう、平易な表現を用いることその他の措置を講ずるものとする。

3 県は、障がい者に対し、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の提供等が切れ目なく行われるようにするために、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例（平成二十八年三重県条例第五十号）の定めるところによる。

(災害時等における支援)

第二十九条 県は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項に規定する指定避難所（次項において「指定避難所」という。）において、障がい者の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の障がい者の良好な生活環境の確保に資する措置が講ぜられるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、障がい者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられ、及び指定避難所、災害対策基本法第四十九条の四第一

項に規定する指定緊急避難場所その他適切な避難場所への障がい者の避難が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(選挙等における投票の支援)

第三十条 県は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十七条に規定する点字投票その他の選挙人による投票を支援する制度の周知その他の障がい者が円滑に投票できるようとするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第三十一条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことによることに資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、障がい者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することについての理解を深め、その権利行使するために必要な知識を習得することができるようするための啓発活動を行うものとする。

3 県は、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が深められるよう、障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明、社会的障壁の除去の重要性に関する意識の啓発その他の啓発活動を行うものとする。

4 県は、県民による障がい者の自立及び社会参加への主体的な支援が円滑になされるよう、当該支援の重要性に関する意識の啓発、障がい者の自立及び社会参加を促進するための取組及び制度の周知その他の啓発活動を行うものとする。

第五章 共生社会の実現に向けた施策の推進

(共生社会の実現に向けた施策に関する計画)

第三十二条 県は、障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

(三重県障がい者差別解消支援協議会)

第三十三条 障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第一項に規定するもののほか、同項に規定する事項の処理の結果明らかになった課題及び第二十条第一項の規定により知事から報告を受けた課題を解決するための方策について調査研究を行うものとする。
- 4 協議会は、差別事案に関する相談並びに助言及びあっせんに係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障がい者その他の関係者及び県民の参加の下に、当該差別事案の処理状況の検証を定期的に行うとともに、その結果について県民に周知するものとする。
- 5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第六章 雜則

(財政上の措置)

第三十四条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第三十二条及び第六章並びに附則第二項の規定 公布の日
 - 二 第三章（第十六条を除く。）、第四章及び第三十三条並びに附則第三項の規定 平成三十一年四月一日
- (準備行為)

- 2 相談員並びに調整委員会及び協議会の委員の選任のために必要な行為、第二十四条第七項の規則の制定その他の準備行為は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。
(助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例)
- 3 この条例の公布の日から平成三十一年三月三十一日までの間に、第十八条第三項に規定する期間が経過することとなる差別事案については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から起算して六月以内に限り、同条第一項の申立てをすることができる。
(検討)
- 4 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【所管事項説明】

4 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度一」（中間案）について

1 プランの位置づけ

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性等を明らかにした計画であり、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」に位置づけられます。

令和3年3月に策定した現行プランは令和5年度末をもって終期を迎えることから、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする新たなプランを策定します。

このたび、三重県障害者施策推進協議会および三重県障害者自立支援協議会等の議論をふまえ、別冊1のとおり中間案をとりまとめました。

2 次期プラン（中間案）の概要

第1章 総論（別冊1 P1～P46）

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、多様性を認め合い、生きがいや安心を実感できる共生社会づくりに向けて各障がい者施策を推進します。

また、計画に基づき、障がい者施策を展開するにあたっては、

- (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 社会的障壁の除去
- (3) 障がい者本位の途切れのない支援
- (4) 障がいの特性等に応じたきめ細かい支援

を基本原則とします。

障がい者を取り巻く状況として、現行プランの期間において、障害者差別解消法や障害者総合支援法等の改正、医療的ケア児支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定が行われました。また、令和5年3月に国の障がい者施策の取組方向を示す「第5次障害者基本計画」が策定されるとともに、同年5月に「障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本的指針」が示されました。

障がい者の状況について、令和5年4月1日現在、県内の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が約67,500人、療育手帳所持者が約16,700人、精神障害者保健福祉手帳所持者が約17,800人で、合わせて約102,000人となっています。近年の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向ですが、療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向がみられます。

第2章 障がい者施策の総合的推進（別冊1 P47～P84）

現計画の進捗状況や課題等をふまえつつ、障がい者施策を引き続き推進していく必要があることから、施策体系等の基本的な部分は継承します。

【次期計画の指標（案）】

目標項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
1 多様性を認め合う共生社会づくり		
障害者差別解消支援地域協議会設置率	80%	100%
アウトリーチによる合理的配慮に関する普及啓発実施件数	—	100回
手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員の登録者数	225人	266人
2 生きがいを実感できる共生社会づくり		
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	756回	1,000回
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合	59.1%	63.6%
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	1,880人	4,200人
3 安心を実感できる共生社会づくり		
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	2,159人	2,480人
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数	174人	300人
三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）登録員数	98人	200人

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり

（1）権利擁護の推進

障がい者差別等に関する相談について、相談員を設置し適切に対応するとともに、相談事例の検証や情報共有を行うことで、障がい者に対する差別の解消に取り組みます。また、令和6年4月からの改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者による合理的配慮の提供が確保されるよう周知啓発に取り組みます。

障害者虐待の未然防止や早期発見、適切な対応を図るため、障害福祉サービス事業所等の従業者等を対象とした研修を実施するとともに、事業所等で虐待事案が発生した場合は、改善に向けた取組を継続的に確認し指導するなど、再発防止に取り組みます。

(2) 障がいに対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、さまざまな機会を活用し、障がいについての理解を深めるための啓発や広報を実施するとともに、学校において福祉教育や人権教育を進めます。

(3) 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

視覚・聴覚障がい者等への情報保障のためのアクセシビリティ向上の取組を進めるとともに、手話通訳等による意思疎通支援の充実を図ります。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しめる環境づくりを進めます。

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

(1) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、小・中・高等学校、特別支援学校の間で指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、早期からの一貫した支援を行います。

特別な支援を必要とする子どもがどの学校にも在籍していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高められるよう、研修等を実施します。

卒業後も地域で豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動や地域行事への参加などを通して、周りの子どもや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発に努めます。

(2) 雇用・就労の支援

障がい者雇用の拡大のため、関係機関と連携し、地域の企業等における職業訓練の実施やステップアップカフェなどの取組を行います。また、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方について県内企業への普及に努めます。

福祉事業所における工賃向上を図るため、専門家による研修会の開催やコンサルタントの派遣を行うことで福祉事業所の経営改善を支援します。また、福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営を支援するとともに、福祉事業所等への優先発注に取り組みます。

農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携等に取り組む福祉事業所や農林水産事業者を支援するとともに、施設外就労を中心に農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなど支援体制の構築・強化に取り組みます。

(3) スポーツ・芸術文化活動の拡大

障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、障がい者スポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成、相談支援や情報発信などに取り組みます。

芸術文化活動を通じた障がい者の多様な活躍の場の拡大を図るため、三重県障がい者芸術文化活動支援センターを拠点に、発表する機会の創出や専門家による支援、情報収集・発信などに取り組みます。

視覚障がい者等の読書環境の整備を図るため、県立図書館や点字図書館等で行われている視覚障がい者等へのサービスの周知を行うとともに、障がいの状況に応じた読書環境の充実に取り組みます。

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

(1) 地域移行・地域生活の支援の充実

障がい者が地域において必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて自立した生活が送れるよう、市町による基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を進めるなど相談支援体制の充実に取り組むとともに、障がい者の地域生活を支援するための基盤整備に取り組みます。

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の職員を対象とした各種研修を実施することで障がい福祉人材の育成や資質向上を図るとともに、福祉・介護職員の処遇改善やロボット・ＩＣＴ導入による負担軽減により安定的な人材確保に取り組みます。

(2) 福祉と保健・医療などが連携した支援の充実

障がい児やその家族を支援するため、障がいの早期発見・早期支援につなげるとともに、障がい児等の地域生活を支援する拠点として児童発達支援センターの整備及び機能強化に取り組みます。

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児支援のための体制整備に取り組むとともに、精神障がい者が身近な地域で保健、医療、福祉等のサービスを切れ目なく受けられるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築、難病患者の療育・生活相談等に取り組みます。

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対し、途切れのない支援が適切に提供されるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、家族等への相談支援、地域の支援者支援や受け皿の整備に取り組みます。

発達障がい児・者について、途切れのない発達支援体制の構築や専門人材の確保、強度行動障がいに対する支援体制の充実などに取り組みます。

(3) 防災・防犯・安全対策の推進

災害等の発生に備え、関係部局と連携して市町への働きかけや支援を行うことで、地域における避難行動要支援者対策や福祉避難所設置の促進を図ります。

社会福祉施設等における避難確保計画に基づく訓練の実施を促進とともに、三重県ＤＷＡＴ派遣に備えた登録員の確保及び訓練等に取り組みます。

障がい者の安全確保のため、防犯対策に取り組むとともに、障害児通所支援事業所等の送迎車両の安全確保措置や外出時の通路の安全確認など、障がい児の安全対策に取り組みます。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画（別冊1 P85～P124）

令和5年5月に告示された国の基本的指針をふまえ、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標（サービス見込量）等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で定めます。

成果目標や活動指標の具体的な数値等については、現在、各市町で検討中の障害福祉計画および障害児福祉計画の数値等と整合を図る必要があることから最終案に明記します。

なお、県が主体的に実施する事業に係る数値目標および全市町の設置等が望ましい数値目標については、現時点の案を記載しています。

第4章 計画の推進（別冊1 P125～P127）

福祉・医療・雇用・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、三重県障害者施策推進協議会等における報告、検証、協議等を実施するなど、P D C A サイクルに基づき適切に進行管理を行います。

3 今後の予定

令和5年 12月 県社会福祉審議会で説明（中間案）
パブリックコメント実施（～令和6年1月）

令和6年 2月 障害者自立支援協議会で説明（最終案）

障害者施策推進協議会で説明（最終案）

障がい者差別解消支援協議会で説明（最終案）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）
計画の策定

5 「第3次三重県手話施策推進計画」（中間案）について

1 計画の位置づけ

「三重県手話施策推進計画」は、平成29年に施行された「三重県手話言語条例」（以下「条例」という。）に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として平成29年3月に策定したものであり、現行の「第2次三重県手話施策推進計画」（以下「現計画」という。）の計画期間は、令和3年度から令和5年度までとなっています。

令和5年度は現計画の最終年度となることから、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする「第3次三重県手話施策推進計画」（以下「次期計画」という。）を策定します。

このたび、三重県障害者施策推進協議会および手話施策推進部会等での議論をふまえ、別冊2のとおり中間案をとりまとめました。

2 次期計画策定のポイント

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」であるという基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざします。

また、現計画の取組の検証や手話を取り巻く環境の変化をふまえ、以下の項目について取り組みます。

- ①ICT等を活用した意思疎通支援の周知と利用の促進
- ②手話通訳者の養成・確保
- ③手話の普及・啓発
- ④ろう児等の手話の学習等
- ⑤手話の使用に関する事業者への支援

3 次期計画（中間案）の概要

第1章 計画の策定にあたって（別冊2 P1～9）

現計画で残された課題と手話を取り巻く環境の変化をふまえつつ、現計画の基本的認識及び基本理念、施策体系を継承し、次期計画を策定します。

なお、次期計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

第2章 施策の展開（別冊2 P10～18）

1 基本的施策と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

（1）県政情報の手話による発信等

- ・手話付きテレビ広報番組の制作・放映
- ・知事定例記者会見等における手話通訳の実施
- ・県のイベント・会議等における情報保障の確保 等

（2）手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等

- ・三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施
- ・ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 等

（3）災害時等における手話による情報取得等のための措置

- ・災害に備えた聴覚障がい者の支援体制の検討
- ・聴覚障がい者災害支援センターの登録推進 等

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

（1）手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・

- ・拡充
- ・手話通訳者等の派遣事業の実施
- ・手話通訳者の人材育成の推進
- ・市町における手話通訳者設置に向けた取組の支援 等

施策3：手話の普及等【条例第10条】

（1）県民が手話を学習する機会の確保等

- ・県ホームページやSNSを通じた手話に関する情報等の掲載
- ・手話パンフレット等による普及啓発
- ・県民向け手話講座の開催 等

（2）県職員及び市町職員に対する手話研修等の実施

- ・県職員及び市町職員に対する研修の実施 等

（3）幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

- ・手話を学ぶ取組の実施
- ・手話についての理解啓発の促進 等

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

（1）ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上

- ・ろう児に対する手話教育の環境整備等 等

（2）ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等

- ・保護者に対する手話講習会等の実施

（3）聴覚障がいのある乳幼児、保護者への手話学習の機会の確保

- ・乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 等

施策5：事業者への支援【条例第12条】

（1）事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

- ・サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知
- ・雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知 等

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

- (1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等
・手話に関する調査研究への協力

2 数値目標

目標項目	現状※1	令和8年度目標値
聴覚障がい者災害支援センター登録者数 【施策1】	134人	150人
登録手話通訳者数（県）【施策2】	116人	135人
手話通訳者の派遣件数（県）【施策2】	650件	900件
手話に触れたことのある子どもの割合※2 【施策3】	76.9%	80%
聾学校における保護者向け講習会の参加者数 (累計)【施策4】	2,314人	3,900人
事業者を対象とした、サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知件数【施策5】	-	100件

※1 「手話に触れたことのある子どもの割合」は令和5年度実績、それ以外の項目は令和4年度実績

※2 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合
(県キッズ・モニターアンケート)

第3章 計画の推進（別冊2 P19～20）

次期計画の基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力するとともに、県の福祉、教育、雇用などの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。また、P D C Aサイクルにより適切な進行管理を行います。

4 次期計画における主な取組

(1) 情報の取得等におけるバリアフリー化等

遠隔手話相談及び遠隔手話通訳サービスについて、感染症の拡大防止や災害時だけでなく、手話通訳者の確保が困難な遠隔地でのイベント開催時など、利用範囲を拡大することで利用促進を図るとともに、電話リレーサービスを含めたＩＣＴ等を活用した意思疎通支援について周知を図ります。

また、災害時等における手話による情報取得及び意思疎通について、市町との「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」にもとづく連携のあり方や、三重県災害派遣福祉チーム（三重県ＤＷＡＴ）における聴覚障がい者団体の役割に関する検討を進めます。

(2) 手話通訳を行う人材の育成等

若年層を中心に幅広い年代で手話通訳者養成講座の受講者数の増加を図るとともに、手話通訳者全国統一試験に合格した新任の手話通訳者を対象とした説明会を開催することにより、手話通訳者の養成・確保を進めます。

また、手話通訳者が設置されていない市町に対し、県内各市町の設置状況を情報提供するなど設置に向けた支援を行うことで、ろう者が意思疎通支援を適切に受けることができるよう、体制の強化に取り組みます。

(3) 手話の普及等

県ホームページやSNSを通じた手話に関する情報の発信や手話パンフレットによる啓発を進めるとともに、県民向けの手話講座の実施回数を拡充するなど、さまざまな機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

また、小中学校の総合的な学習の時間や、高等学校の学校設定科目を活用し、児童生徒が手話に接し、手話を学習する機会をつくり、手話についての理解促進を図ります。

(4) ろう児等の手話の学習等

ろう児が手話により様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通した手話の学習、手話による情報の提供に取り組むとともに、電話リレーサービスについて、連絡手段の一つとして利用できるようチラシを配布するなど、サービス制度や利用方法等を周知します。

また、保護者に対する手話講習会や手話に関する相談等を実施します。

(5) 事業者への支援

令和6年4月から、事業者による、ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮が義務化されることから、事業者がろう者に対しサービスを提供する際やろう者の雇用時において、手話の使用に関して合理的な配慮を行えるよう、必要な支援に努めます。

5 今後の予定

令和5年 12月 県社会福祉審議会で説明（中間案）

パブリックコメント実施（～令和6年1月）

令和6年 2月 障害者施策推進協議会手話施策推進部会で説明（最終案）

障害者施策推進協議会で説明（最終案）

障がい者差別解消支援協議会で説明（最終案）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）

計画の策定

6 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

民法改正に伴い削除された成年擬制の経過措置が終了することや、性犯罪関係の刑法改正に伴い、法を引用している三重県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の規定を整備するための改正を行うものです。

2 改正の概要

（1）民法改正に係る条例改正

民法改正により成年擬制が削除され、経過措置も終了することから、条例第3条第1項における、成年擬制により対象外とされていた人の規定を削除します。

※成年擬制とは「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす」規定です。

（2）刑法改正に係る条例改正

① 条例第24条の2の要旨

青少年が暴走族などの非行集団に引き込まれることを防止するため、非行集団の指導や援助を禁じ健全育成を図るための規定です。

非行集団とは同条第1号（刑法、性犯罪など）から7号（道路交通法、共同危険行為）で限定列举している行為をする集団です。

② 刑法改正内容

ア 不同意わいせつ罪（刑法176条）不同意性交等罪（刑法177条）

強制わいせつと準強制わいせつ、強制性交等と準強制性交等がそれぞれ統合され不同意わいせつ・不同意性交等とされました。

イ 16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）（刑法182条）

16歳未満の者が性被害に遭うのを防止するため、実際の性犯罪に至る前の面会要求行為等が新たに処罰されることになりました。

具体的には、16歳未満の者に対して、以下の（ア）～（ウ）が処罰対象となりました。

（ア） わいせつの目的で、威迫、偽計、利益供与等の不当な手段を用いて、面会を要求する行為

（イ） （ア）の結果、わいせつの目的で、面会する行為

（ウ） 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などを撮ってその写真や動画を送るよう要求する行為

③ 条例の改正内容

条例第24条の2で規定している非行集団の行為に、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪を規定し、準強制わいせつ及び準強制性交等罪を削除するとともに、実際の性犯罪につながる可能性を鑑みて、16歳未満の者に対する面会要求等の罪を新たに規定します。

3 檢察庁への文書協議

検察庁に対して、本件条例改正について協議をしたところ、「特段の意見はない」と回答がありました。

4 今後の予定

令和5年 12月 パブリックコメント実施

令和6年 2月 議案提出

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）

公布、条例第24条の2施行

4月 条例第3条施行

7 「みえ家庭教育応援プラン」の改定について

1 改定趣旨

家庭教育の充実に向けて講じることが望ましい取組方策をまとめた「みえ家庭教育応援プラン」（平成29年3月策定）が策定されてから、根拠である「教育施策大綱」が改めて策定されたほか、新型コロナウイルス感染症の流行やスマートフォンの普及など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうしたことをふまえ、今後の家庭教育応援の方向性を示すため、現行プランを改定することとしました。

2 骨子案の概要

(1) 改定の要旨

- ・自己肯定感を高める観点を明確化し、めざすべき姿に反映します。
- ・困難を抱える家庭への応援を明確化し、基本方針等に反映します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、学習や体験活動等の促進を図ります。

(2) 方針の全体構成・概要

第1章 基本的事項

方針の性格、家庭教育のとらえ方など基本的事項を整理します。

家庭教育は「子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、保護者が子どもに対して行う教育」を基本とし、「子どもたちが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、社会的なマナーなどを身につけるとともに、自己肯定感を高めるうえで重要なもの」ととらえます。

その応援に県が主体的役割を果たし、家庭および家庭を取り巻く地域、学校等、企業、市町等のさまざまな主体と連携・協力して取り組んでいくものとします。

第2章 現状と課題

本プランを作成するにあたって、「家庭を取り巻く社会情勢の変化」、「家庭の状況」、「子どもの状況」等の現状等を記載します。

第3章 めざすべき姿と基本理念

①めざすべき姿

- ・子どもたちが、ありのままの自分を受け容れられ、自己肯定感を高めるとともに、生まれ育った環境に関わらず、その可能性を最大限に發揮し、豊かに育っている
- ・保護者が、子育てに喜びや希望を感じ、自分自身の人生を豊かなものにしている
- ・社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められている

②基本理念

- ・子どもにとって最もよいことを第一に考える
- ・「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を推進する
- ・家庭の自主性を尊重する
- ・家庭における教育力の格差を解消する
- ・社会全体の「つながり」の中で進める

第4章 家庭教育応援の取組

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化をふまえ、「取組の視点」として新たに「ＩＣＴの活用」を追加します。また、「取組項目」として「取組⑥ 困難を抱える家庭への応援」を追加し、子どもの貧困・居場所づくり、児童虐待の防止、社会的養育の推進、ひきこもりに係る相談支援体制の充実、ヤングケアラーへの支援等に取り組みます。

【取組の視点】

- (1) 切れ目のない応援
- (2) 地域の特徴や家庭の実情に応じた応援
- (3) ＩＣＴの活用

【取組項目】

(1) 保護者と子どもの学びの応援

- 取組① 幅広い学習機会や情報の提供
- 取組② 学習コンテンツの充実と学びの推進
- 取組③ 子どもの習慣作り

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実

- 取組④ 多様な主体の連携による学習や体験活動等の促進
- 取組⑤ 社会全体で家庭を支える気運の醸成
- 取組⑥ 困難を抱える家庭への応援

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

- 取組⑦ 県、市町、学校等の連携強化
- 取組⑧ 人材の養成
- 取組⑨ 相談体制の充実

第5章 方針に基づく取組の推進にあたって

取組の推進にあたっては、毎年度その成果を定期的にとりまとめて公表するとともに、県民の方や有識者等で構成する「みえ家庭教育応援推進会議」などの意見をふまえ、次年度以降の施策を展開していきます。

(3) 名称について

本プランは家庭の自主性の尊重を基本理念に置き、家庭教育応援のための「指針」について定めたものであり、明確な数値目標を設定していないことから、より実態に近い「方針」に名称を変更することとします。

3 今後の予定

令和6年1月下旬	第2回みえ家庭教育応援推進会議（外部委員会議）
3月上旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
3月～4月	パブリックコメント実施、市町への意見照会
5月上旬	第3回みえ家庭教育応援推進会議（外部委員会議）
6月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
6月下旬	みえ家庭教育応援方針の策定

【所管事項説明】

8 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和5年9月19日～令和5年11月21日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和5年9月19日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和5年10月3日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委 員 大日方 真史 他3名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒のいじめ事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和5年10月3日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会
2 開催年月日	令和5年10月12日
3 委員	部会長 安田 和夫 委 員 深川 誠子 他5名
4 諮問事項	1 第2次三重県手話施策推進計画の取組状況について 2 第3次三重県手話施策推進計画（仮称）中間案（案）について
5 調査審議結果	事務局から報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和5年10月13日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和5年10月17日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	1 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について 2 線維筋痛症にかかる障害認定について
5 調査審議結果	1 12名の医師について審査し、すべて同意された 2 認定に関しての審査方法を協議
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和5年11月2日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和5年11月8日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委 員 小池 敦 他2名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒のいじめ事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和5年11月10日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委 員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	令和5年11月13日
3 委員	会長 菊池 紀彦 委員 北川 清美 他15名
4 諮問事項	1 みえ障がい者共生社会づくりプランの改定及び三重県障がい者施策年次報告について 2 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について 3 三重県障害者施策推進協議会・手話施策推進部会開催結果報告について 4 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例にかかる検証について
5 調査審議結果	事務局から報告し、意見交換を行った。